

社会福祉法人川崎寿松会評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川崎寿松会（以下「当法人」）の定款8条の規程に基づき評議員の報酬及び実費弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報 酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。

(実費弁償)

第3条 評議員が、職務のため一関市外に出張した際には、川崎寿松会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は当日通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年 6月23日から施行する。